

北山地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

| 市町村名 | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|----------------|------------|-----------|
| 田野畑村 | 平成25年2月18日 | 令和4年1月27日 |
| 対象地区名(地区内の集落名) | | |
| 北山地区(北山集落) | | |

1 対象地区の現状

| | | |
|---------------------------------------|-------|----|
| ① 地区内の耕地面積 | 18.59 | ha |
| ② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 9.49 | ha |
| ③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計 | 0.00 | ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | | ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | | ha |
| ④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0.00 | ha |
| (備考) | | |

2 対象地区の課題

各農家が農地を管理できているが、農地が点在しており、今後、農地の維持管理が困難になることが見込まれるため、更なる中心経営体への農地集積・集約が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小規模農家については営農を継続して現状を維持することとし、耕作不可になった農地は中心経営体である認定農業者1法人への集約を進めていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

| | |
|--|--|
| (1) 今後の取組方針 | |
| 小面積の農地は各農家が現状維持に努め、耕作不可になった農地は中心経営体へ集約を進める。担い手となる新規就農者(雇用就農者を含む)を確保するため、研修の受入等に取り組む。 | |

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

| | 個人・任意組合 | 法人 |
|---------------------------|---------|------|
| ① 認定農業者 | 人 | 1 法人 |
| ② 認定新規就農者 | 人 | 法人 |
| ③ 集落営農組織 | 組織 | 法人 |
| ④ 他市町村の認定農業者 | 人 | 法人 |
| ⑤ 他市町村の認定新規就農者 | 人 | 法人 |
| ⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)} | 人 | 法人 |
| ⑦ 今後育成すべき農業者 | 人 | 法人 |

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

| | 集積面積 | 地域内の耕地面積 | 集積率 |
|----|---------|----------|------|
| 現状 | 9.21 ha | 18.59 ha | 50 % |
| 今後 | 9.21 ha | 18.59 ha | 50 % |